

議案第37号

備前市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例の制定について

備前市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例を次のとおり制定する。

令和5年2月20日提出

備前市長 吉 村 武 司

備前市条例第 号

備前市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例

備前市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年備前市
条例第22号)の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第7条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育
成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対す
る事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活
における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における
安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当
該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研
修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

- 3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第7条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第11条第2項各号列記以外の部分中「指定都市」の次に「若しくは同法第252条の22第1項の中核市」を、「もの」の次に「(次の各号のいずれかに該当する者として放課後児童健全育成事業に従事することとなった日(当該日が2以上あるときは、最も遅い日)の属する年度の翌年度の末日までに修了することを予定している者を含む。)」を加え、同項に次の1号を加える。

- (10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、市長が適当と認めたもの
- 第14条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第14条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるよう努めなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第15条第2項中「必要な措置を講じる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(安全計画の策定等に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の備前市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第7条の2の規定の適用については、当該規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「周知しなければ」とあるのは「周知する

よう努めなければ」とする。

議案第37号参考資料

備前市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改 正 案	現 行
(安全計画の策定等) <u>第7条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u> <u>2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。</u> <u>3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携を図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u> <u>4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u> (自動車を行う場合の所在の確認) <u>第7条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確保</u>	

に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。	に把握することができ方により、利用者の所在を確認しなければならない。
(放課後児童支援員及び補助員)	(放課後児童支援員及び補助員)
第11条 (略)	第11条 (略)
2 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したもの(次の各号のいずれかに該当する者として放課後児童健全育成事業に従事することとなった日(当該日が2以上あるときは、最も遅い日)の属する年度の翌年度の末日までに修了することを予定している者を含む。)でなければならない。	2 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したもの(次の各号のいずれかに該当する者として放課後児童健全育成事業に従事することとなった日(当該日が2以上あるときは、最も遅い日)の属する年度の翌年度の末日までに修了することを予定している者を含む。)でなければならない。
(1)～(9) (略)	(1)～(9) (略)
(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、市長が	(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、市長が
適当と認めたもの	適当と認めたもの
3～5 (略)	3～5 (略)
(業務継続計画の策定等)	(業務継続計画の策定等)
第14条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるよう努めなければならない。	第14条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるよう努めなければならない。

らない。 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。 3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。	(衛生管理等) 第15条 (略) 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講じる</u>
3 (略)	3 (略) よう努めなければならない。